

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 18 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780006

研究課題名(和文) 日本憲法学の源流 穂積八束と明治15年の「主権論争」

研究課題名(英文) The origin of Japanese constitutional theory: Hozumi Yatsuka and the debate on sovereignty of 1882.

研究代表者

西村 裕一 (NISHIMURA, Yuichi)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60376390

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、当時東大生であった穂積八束が明治15年の「主権論争」で論陣を張っていたことに着目し、「憲法学者」となってからの彼の議論に「明治15年の日本社会」が与えた影響を分析することにある。

この点、穂積八束の憲法学を特徴づけるものと考えられてきた「国体」概念や国体政体二元論の形成過程を検討する中で、これらの議論が従来考えられていた以上に「主権論争」という磁場に強い影響を受けていたことが明らかになった。これにより、日本憲法学の創始者ともいえる穂積の憲法学について、従来の議論が十分な関心を払っていなかったと思われる「明治日本」からの影響の一端を明らかにできたのではないかと考えている。

研究成果の概要(英文)：Hozumi Yatsuka can be called the founder of Japanese constitutional theory. The purpose of this research is to analyze the influence of "Japanese society of 1882" upon Hozumi, who was a student at Tokyo University at the time and took part in the debate on sovereignty of 1882.

In studying the formation process of the concept of KOKUTAI and SEITAI which has been considered a characteristic of the constitutional theory of Hozumi Yatsuka, his theory proved to be more affected by the debate on sovereignty than previously thought. Thus I think that I could demonstrate a part of the influence of "Meiji Japan" on Hozumi's constitutional theory, which conventional researches did not pay enough attention to.

研究分野：憲法学、憲法学説史

キーワード：穂積八束 主権論争 日本憲法学説史

1. 研究開始当初の背景

(1) 戦前における我が国の憲法学説史については、10年以上前に「多岐にわたる研究が蓄積されてきている」領域と評価され(中山道子『近代個人主義と憲法学』[2000] 193頁)、それ以降も、「立憲学派」とりわけ美濃部達吉の研究は、かなりの進展を見せていた(研究動向については、参照、須賀博志「明治憲法史研究の現在」法教 328号 [2008] 10頁以下)。他方で、その多くが歴史学者の手になるものであることとも関わるかもしれないが、それらは概ね対象とする人物や論点に関するテキストに照準を合わせるにとどまり、より広い学問的な背景にまで目配りを行った研究はなかなか見られないのが現状であった。とりわけ報告者が問題だと考えたのは、明治憲法学の出発点であり、その意味で戦前の憲法学者たちにとっての初期条件である明治憲法制定前後の「憲法学説史」が、いくつかの古典的業績(家永三郎『日本近代憲法思想史研究』[1967]、鈴木安蔵『日本憲法思想史研究』[1975]、長谷川正安『日本憲法学の系譜』[1993]等)を除き、ほとんど顧みられていない点である。また、それらの古典的業績も、主にマルクス主義的方法論への依拠に伴う限界を有していることは周知の通りであろう。

そこで本研究では、その欠を補うために、帝国大学法科大学における「憲法講座の初代担当者」(高見勝利「講座担任者から見た憲法学説の諸相」北大法学論集 52巻 3号[2001] 9頁)であった穂積八束(1860~1912)に焦点を当て、明治憲法制定前後における彼の憲法学説の形成過程を内在的に明らかにしようとした。

(2) ところで、穂積八束もまた、その重要性に比して研究が進んでおらず、R・H・マイニア『西洋法思想の継受』(1971)や長尾龍一『日本憲法思想史』(1996)といった古典的な研究が同時に最新研究でもあるという状況が、長らく続いてきた(研究動向については、参照、坂井大輔「穂積八束の『公法学』(1)」一橋法学 12巻 1号[2013] 231頁以下)。とりわけ長尾の研究は穂積憲法学の内在的分析において群を抜いて優れているが、その形成過程を明らかにしているとは言い難い。この点についてはむしろ、穂積の伝記である長尾龍一「八束の髓から明治史覗く」同編『穂積八束集』(2001) 259頁以下が彼の学生時代の議論まで詳細に紹介しており参考になるが、しかしこれも「紹介」とどまり、それが後の穂積憲法学にとってどのような位置を占めるのかについての「分析」は、なお不十分であるように思われた。

2. 研究の目的

(1) そこで本研究では、当時大学 3 年生で

あった穂積が明治 15 年の「主権論争」で論陣を張っていたことに着目し、その議論の内容を検討するだけでなく、当時の知識人社会における穂積の議論の位相を探り、以て「憲法学者」となってからの彼の議論に「明治 15 年の日本社会」が与えた影響を分析することを試みることにした。

(2) そのために本研究では、具体的に、以下の 3 点を明らかにすることを目標として掲げた。すなわち(ア)「主権論争」が行われた明治 15 年当時、論争当事者たちが憲法や立憲主義に関してどのような概念や知識を前提として議論していたのか。(イ)彼らはかかる概念や知識をどのように獲得していたのか、言い換えれば、欧米におけるどのような著作から何を学んでいたのか。(ウ)「主権論争」における穂積の議論は「主権論争」という磁場にどの程度影響されていたのか、言い換えれば、彼の論説は当時の知識人社会における「常識」的な議論にとどまっていたのか、それとも「常識」外れの議論を行っていたのか。そしてもしそうであるとすれば、そのような「常識」外れの議論を彼はどのようにして学んだのか。

3. 研究の方法

(1) まず本研究における方法論上の特色としては、穂積の青年期の論説を分析するに当たって、知識社会学的アプローチ(参照、上山安敏『憲法社会史』[1977])を用いている点や、政治思想史家の渡辺浩の著作(『日本政治思想史』[2010])を書評する機会を与えられた経験を生かして、彼の「場」に着目する思想的アプローチを取り入れた点を挙げることができよう。かかる研究手法は、従来の明治憲法学説史研究ではあまり試みられなかったものと思われるからである。

(2) なお実際の研究は、欧語・邦語の文献収集とその分析に費やされた。したがって、ここで特段述べるべきことはない。

4. 研究成果

(1) 本研究によって得られた成果としてまず挙げられるべきは、穂積八束が従来考えられていた以上に「主権論争」という磁場に強い影響を受けていたことを明らかにした、という点であろう。例えば、穂積八束の憲法学を特徴づけるものと考えられてきた「国体」概念についても、主権の所在によって「国体」を定義づけるという議論は「主権論争」当時の論壇にはすでに登場しており、穂積の国体論(及びそれと不可分の国体政体二元論)もかかる主権論争という「場」のコンテクストと共鳴していたのではないかという仮説を提示した(図書⑦)。さらに、明治 15 年の「主権論争」において穂積八束が公表した「憲法

制定権ノ所在ヲ論ズ」という論考を検討する中で、穂積が生涯にわたって説き続け、彼の国体政体二分論とも密接な関連を有する憲法制定権力論もまた、「主権論争」という「場」を抜きにしては語れない議論であるということを描いた（図書⑥）。

これらの議論は、2(2)で挙げた研究目標のうち、(ウ)に関するものである。これにより、日本憲法学の創始者ともいえる穂積の憲法学に関し、従来の議論において欠落していたと思われる「明治日本」からの影響の一端が明らかにされたのではないかと考えている。もとより試論の域を出ていないものであるが、従来の穂積研究に一石を投じることができれば幸いである。

(2) また、本研究を進めていくに当たり、穂積憲法学の内実を明らかにするためには、穂積のテキストを分析するだけでなく、美濃部達吉や上杉慎吉といった穂積の周辺からもアプローチを行っていく必要があることを痛感した。

そのような手法の一環として、まずは穂積の国体論を次の世代の憲法学者である美濃部がどのように読んだのかというテーマについての研究を行った。ここでは、国体概念について穂積と美濃部とが対立していたという一般的な理解に対し、美濃部には穂積の国体概念を継承していると言い得る側面があることを明らかにするとともに、その研究過程において、明治期の憲法学を考えるためには加藤弘之の検討が必要であるという視点を得た（図書⑥）。さらに、その美濃部と穂積の弟子である上杉とが論争を行っていたことは夙に知られているが（図書⑨）、両者の対立の一側面を明らかにすべく、「理法」をめぐる美濃部と上杉との論争を検討した（図書②、学会発表①②）。

もっとも、これら穂積周辺の議論が穂積に対してどのように影響を与えたのかについては、研究成果を公にするには至らなかった。そのため、研究成果の公表に向けて引き続き努力していきたいと考えている。

(3) さらに、本研究との関連で、もとより副産物的なものであるが、日本憲法学史研究（雑誌論文⑥⑦⑧、学会発表③、図書⑧、その他①③）や天皇制研究（雑誌論文①②③⑤⑨⑩、その他②）を進め、その成果を公表することができた。

(4) 他方で研究目標の(ア)と(イ)については、「主権論争」当時の我が国の議論は、井上毅を通じてシュルツェ（Hermann Schulze）に大きな影響を受けていたのではないかという可能性を示唆したところである（図書⑦）。もっともこれ以上の論争当事者たちの思想及び欧米思想の影響については、一次・二次文献の収集・分析は行ったものの、期間中に具体的な研究成果を公表するまでには至ら

なかった。引き続き、研究成果の公表に向けて努力していきたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 10 件）

- ① 横田耕一・西村裕一・岡田順太・植村勝慶、憲法から天皇の生前退位を考える（下）——生前退位をどう考えるか、法学セミナー、査読無、746号、2017年、5-18頁
- ② 西村裕一・長谷部恭男・駒村圭吾・川岸令和・宍戸常寿、天皇の生前退位、論究ジュリスト、査読無、20号、2017年、66-78頁
- ③ 西村裕一、「人間」と「天皇」の間で、論究ジュリスト、査読無、20号、2017年、58-65頁
- ④ 西村裕一、穂積八束「憲法制定権ノ所在ヲ論ズ」を読む、法律時報、査読無、89巻2号、2017年、112-117頁
- ⑤ 横田耕一・西村裕一・岡田順太・植村勝慶、憲法から天皇の生前退位を考える（上）——日本国憲法、憲法学からみる天皇制度、法学セミナー、査読無、745号、2017年、1-16頁
- ⑥ 西村裕一、北海道と9条、法律時報、査読無、88巻9号、2016年、70-75頁
- ⑦ 西村裕一、天皇機関説事件、論究ジュリスト、査読無、17号、2016年、11-17頁
- ⑧ 西村裕一、第1期改憲論議を振り返る、法学教室、査読無、416号、2015年、13-20頁
- ⑨ 西村裕一、情念の行方——象徴・代表・天皇制、論究ジュリスト、査読無、13号、2015年、100-108頁
- ⑩ 西村裕一、「国民の代表者」と「日本国の象徴」、法律時報、査読無、86巻5号、2014年、21-28頁

〔学会発表〕（計 3 件）

- ① 西村裕一、学問・政治・憲法——佐藤功を手がかりに、全国憲法研究会、2016年5月7日、南山大学、愛知県名古屋市
- ② 西村裕一、もう一つの上杉・美濃部論争——自由法論をめぐる、議会法研究会、2015年9月12日、成蹊大学、東京都武

蔵野市

- ③ 西村裕一、**Leben und leben lassen !** —— 平和の「科学」、自由の「哲学」、憲法理論研究会、2014年5月11日、広島大学、広島県広島市

〔図書〕(計9件)

- ① 西村裕一、概観、駒村圭吾＝待鳥聡史編『「憲法改正」の比較政治学』(弘文堂)、2016年、406-408頁
- ② 西村裕一、憲法改革・憲法変遷・解釈改憲——日本憲法学説史の観点から、駒村圭吾＝待鳥聡史編『「憲法改正」の比較政治学』(弘文堂)、2016年、441-470頁
- ③ 西村裕一、17歳、一夏の反乱、宍戸常寿編『憲法演習ノート——憲法を楽しむ21問』(弘文堂)、2015年、2-21頁
- ④ 西村裕一、ファーストライブ、宍戸常寿編『憲法演習ノート——憲法を楽しむ21問』(弘文堂)、2015年、227-245頁
- ⑤ 西村裕一、総理への階段、宍戸常寿編『憲法演習ノート——憲法を楽しむ21問』(弘文堂)、2015年、378-394頁
- ⑥ 西村裕一、穂積八束を読む美濃部達吉——教育勅語と国体論、岡田信弘＝笹田栄司＝長谷部恭男編『憲法の基底と憲法論』(信山社)、2015年、217-236頁
- ⑦ 西村裕一、日本憲法学における国体概念の導入について——明治15年の憲法学序説、高橋和之編『日中における西欧立憲主義の継受と変容』(岩波書店)、2014年、53-73頁
- ⑧ 西村裕一、**Leben und leben lassen !** —— 平和の「科学」、自由の「哲学」、憲法理論研究会編『憲法と時代』(敬文堂)、2014年、39-54頁
- ⑨ 西村裕一、憲法——美濃部達吉と上杉慎吉、河野有理編『近代日本政治思想史——荻生徂徠から網野善彦まで』(ナカニシヤ出版)、2014年、229-257頁

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

- ① ホームページ
西村裕一、忘れられた名著たち——戦後憲法学・再読 <http://www.jcl-classics.com/>

- ② 報道関連情報
西村裕一、象徴天皇のあり方、朝日新聞、2016年8月9日付朝刊

- ③ 報道関連情報
西村裕一、「人間の値うち」を守る理念、北海道新聞、2016年11月27日付朝刊

6. 研究組織

(1)研究代表者

西村 裕一 (NISHIMURA, Yuichi)
北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：60376390

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし

(4)研究協力者 なし